

標準ローターアクト・クラブ定款



第1条—名称

本会の名称は、_____ ローターアクト・クラブとする。

第2条—目的および目標

ローターアクトの目的は、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々のあいだによりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにある。

目標

ローターアクトの目標は次の通りである。

1. 専門技術および指導能力を開発すること。
2. 他人の権利を尊重する観念を養い、あらゆる有用な職業の道徳的水準および品位を保持し推進すること。
3. 若い人々に地域社会をはじめ世界社会のニーズおよび懸念事項を提起する機会を提供すること。
4. 提唱ロータリー・クラブと協力して活動にあたる機会を提供すること。
5. ロータリーにおける将来の会員として若い人々の意欲を喚起すること。

第3条—提唱者

ロータリー・クラブが提唱すること

1. 本ローターアクト・クラブの提唱者は_____ ロータリー・クラブである。提唱者は、クラブにより委員の数が決められるものとし、そのロータリアンから成る委員会が、本ローターアクト・クラブを指導し、本ローターアクト・クラブの後見人としての責務を負うものとする。提唱ロータリー・クラブが積極的に直接参加し続けるか否かによって、本ローターアクト・クラブの成功、発展が決まることになる。
2. ローターアクト結成の基盤は提唱ロータリー・クラブの周辺内に居住、就職または就学中の青年男女である。総合大学または他の最高教育機関が提唱ロータリー・クラブの周辺内にある場合には、これらの各教育機関の全学生も結成の基盤となりうるものとする。本クラブは、提唱ロータリー・クラブの一部ではない。また、本クラブ乃至会員は提唱ロータリー・クラブに対していかなる権利も特典ももつものではない。
3. 本クラブは、政治、宗教にかかわりのない団体である。
4. 提唱ロータリー・クラブが終結した場合、ロータリー地区のガバナーは別の提唱ロータリー・クラブを任命しようとしなければならない。180日以内に提唱ロータリー・クラブが見つからない場合、そのローターアクト・クラブは終結することになる。

第4条—会員資格

会員資格条件

1. 本クラブの会員は、善良な性格と指導者の素質とを備えた年齢18歳から30歳までの青年男女によって構成されるものとする。* 新クラブの結成に際し、創立会員が少なくとも15名に達していることが推奨されているが、必ずしも必要ではない。
2. 本クラブ会員の選考方法は、本クラブが提唱ロータリー・クラブと協議のうえ決定する。大学**を結成基盤とするローターアクト・クラブの会員選考方法は、大学当局の承認を要する。
3. 本ローターアクト・クラブの各会員は毎年本クラブの定例会合総数の少なくとも60パーセントには出席しなければならない。但し、下記のようにしてクラブの定例会合への欠席を補填することができるものとする：本クラブの例会に欠席した会員は、誰でも欠席した日の直前または直後の2週間のうちのどの日かに、他のどこかのローターアクト・クラブあるいはロータリー・クラブの例会に出席することによって、あるいは理事会が許可したクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブ提唱の地域社会行事または会合に出席あるいは参加することにより、その欠席を補填することができる。
4. 理事会がローターアクト・プログラムに対して採択している年齢枠内のロータリー財団奨学生はすべて、他国で勉学中、ローターアクト・クラブのゲスト会員となる資格を有するものとする。
5. 会員身分は(a)正当かつ十分な理由により本クラブ理事会が承認した場合を除き、出席義務を怠った場合、(b)クラブが解散した場合、または(c)年齢が30歳に達したローターアクト年度の6月30日に、自動的に終結するものとする。

*会員が30歳に達したローターアクト年度の6月30日に、その会員身分は終結する。

**本定款中の「大学」という言葉はすべての最高教育機関を含む。

6. 会員身分は(a)会員の資格条件に合致しなくなった場合、または(b)適正な資格を有する会員全員の3分の2以上の多数をもって本クラブが決定した事由により、終結させうるものとする。

第5条—会合

会合は
毎月2回

1. 本クラブは会員に好都合の日時と場所において、細則に従って少なくとも毎月2回会合しなければならない。
2. 理事会は、細則の規定に従って会合しなければならない。
3. 国際ロータリーは、提唱ロータリー・クラブが1人または数人の会員を指定して1カ月に少なくとも1回はローターアクトの会合に出席させることを要請している。
4. クラブおよび理事会の会合は、休日または休暇の期間中は、理事会の裁量により、これを取りやめることができる。理事会は、もしもその休日が法定祭日に当たる場合、またはクラブ会員の死亡、地域社会全体に影響を与える伝染病あるいは災害、あるいは地域社会において武力紛争が発生しクラブ会員の生命が危険に晒される場合、例会を取りやめることができる。理事会は、本クラブが連続して3回を超えて例会の開催を怠らないことを前提として、これにより別段の理由が特定されていない場合でも1年を通じ4回まで例会を取りやめることができる。
5. クラブと理事会の会合の議事録は、各会合後2週間以内に提唱ロータリー・クラブのローターアクト委員会委員長に提出するものとする。

第6条—役員および理事

管理主体

1. 本クラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計および細則の規定するその他の役員とする。
2. 本クラブの管理主体は、適正会員から選出された会長、直前会長、副会長、幹事、会計および本クラブが定めた数のその他の理事をもって構成する理事会とする。理事会並びにクラブのすべての決定、方針および決議は、本定款の規定並びに国際ロータリーとその加盟クラブが設定した方針に従うべきものとする。

本クラブが大学を結成基盤とする場合には、すべての学生団体並びに課外活動のために大学当局が設定したものと同一の規定および方針に従うべきものとする。

理事会は、すべての役員および委員会に対し管理権を有するものとし、正当の理由のあるときは役員を罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。

3. 役員および理事の選挙は、地元の習慣と手続に反しない方法によって毎年3月1日までに行わなければならない。但し選挙に当たってはいかなる場合も、適正な資格を有する出席会員の単純多数以上のものを必要としないものとする。ローターアクト・クラブ会長と地区代表が任期中に30歳に達した場合、指導力の継続性を図るために、さらにもう1年間、直前会長または直前地区代表として在籍できる。

すべての役員および理事の任期は、1カ年とする。提唱ロータリー・クラブの許可を得たうえでなければ1カ年未満の任期を規定してはならない。

4. 次期ローターアクト・クラブ役員、理事、委員会委員長はすべて、RI地区ローターアクト委員会*と協力して行われる、ローターアクト地区委員会**の指導力研修を受けるものとする。

第7条—活動およびプロジェクト

活動の目的

1. 第3条第1節に規定されている範囲内において、本クラブは、クラブ活動に関する企画、組織、資金調達および遂行に責任をもち、これに必要な資金、労力および創案はクラブ自ら提供しなければならない。但し、他の団体との協力による合同プロジェクト乃至活動の場合は、他の団体とその責任を分担すべきものとする。
2. 本クラブは、その活動として、毎年少なくとも二つの主要プロジェクト、すなわち社会奉仕と国際理解推進という二つの主要プロジェクトを実行しなければならない。そしてこれら二つの主要プロジェクトはいずれもクラブ会員の全員または大半の参加を必要とする。
3. 本クラブは、会員のために専門知識開発プログラムを提供するものとする。
4. クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、クラブの責任である。クラブは、提唱ロータリー・クラブより時折あるいは臨時的経済的援助以上のものを懇請したり受領したりしてはならない。また提唱ロータリー・クラブ以外のロータリー・クラブや他のローターアクト・クラブに広く経済的援助を懇請してはならない。さらに、同価値の代償を提供することなしに、地域社会の個人、事業所または団体から経済的援助を求めてもならない。奉仕プロジェクトのために集めた資金はすべてその奉仕プロジェクトのために使わなければならない。

*RI地区ローターアクト委員会(ロータリアンから構成される)

**ローターアクト地区委員会(ローターアクターから構成される)

第8条—委員会

5つの委員会が必要

1. 本クラブの細則に、次の常任委員会の設置を規定しなければならない：クラブ奉仕、国際奉仕、社会奉仕、専門知識開発、財務およびその他クラブの運営に必要なまたは便利と思われる常任委員会。
2. 会長は、理事会の承認を得て、必要と考える特別委員会をその任務を明示して任命することができる。かかる特別委員会は、いずれもその任務が完了した時、任命した会長によって解任された時、もしくはその会長の任期満了の時の三つのうち時間的に一番早い時をもって終結するものとする。

第9条—入会金

入会金

1. 提唱ロータリー・クラブは、新ローターアクト・クラブの結成に際し、「ローターアクト・クラブ組織体一覧表」とともに、米貨50ドル相当額の加盟金を支払わなければならない。
2. クラブ会員に対する入会金、会費または分担金等の賦課はすべて最小限にとどめ、クラブ運営の経費支弁のためにのみ徴収すべきものとする。クラブが行う活動並びにプロジェクトに要する資金は、かかる入会金、会費または分担金とは別途に調達し、そして別口座を設け入金するものとする。クラブの会計業務のすべては、毎年1回適格者による監査を受けるものとする。

第10条—定款および細則の受諾

定款に精通すること

本クラブの会員はすべて、入会の受諾によって、ローターアクトの目的並びに目標に表明されたローターアクトの原則を受諾し、本クラブの定款並びに細則に従うことを承認したものとする。そして、これらの条件の下においてのみクラブ会員の特典に浴するものとする。定款および細則を受領していないことを理由として、その遵守義務を免れることはできない。

第11条—細則

標準ローターアクト細則

ローターアクト・クラブは、本定款と矛盾せず、かつクラブ運営に必要なあるいは便利と考えられる修正を加えた標準ローターアクト・クラブ細則を採択するものとする。但し、かかる修正は、「標準ローターアクト・クラブ細則」に規定されている改正手続に従って採択されたものでなければならない。

第12条—ローターアクト徽章

徽章は会員の専用

1. ローターアクトの徽章は、ローターアクト会員の専用とその便益のために保全されなければならない。本クラブの各会員は、会員身分持続中、品位ある適正な方法でローターアクト徽章を着用または他の方法で使用する資格を与えられている。この資格は会員身分の終結、または本クラブの解散の時をもって消滅するものとする。
2. 個々のクラブ会員が使用するときは、そのまま徽章を使ってもよい。クラブを代表して使うときは、クラブの名称も徽章と一緒に使わなければならない。

第13条—存続期間

クラブの存続期間

本ローターアクト・クラブは、本定款の規定並びに国際ロータリーの設定したローターアクトに関する方針に従って活動を継続する限り、または下記の事由により解散されるまで、存続するものとする。(a)本クラブ自身が解散の決定および決議をした場合、(b)提唱ロータリー・クラブが地区ガバナーおよび地区ローターアクト代表と協議後、提唱を撤回した場合、または(c)本定款に反する運営その他の事由のため国際ロータリーにより解散させられた場合。

本クラブの解散と同時に、クラブ並びに会員は、団体としても個人としてもローターアクトの名称並びに徽章に関連するすべての権限および特典を喪失するものとする。ローターアクト・クラブは、すべての金融資産を提唱ロータリー・クラブに譲渡するものとする。

第14条—改正

改正

本定款は、国際ロータリー理事会の決議によってのみ改正されうるものとする。また、標準ローターアクト・クラブ定款に関して国際ロータリー理事会が採択した改正はすべて、自動的に本定款に適用されるべきものとする。

第1条—選挙

投票の方法

1. 会長、副会長、幹事、会計および理事の選挙は、毎年3月1日以前に行われるものとする。ローターアクト・クラブ年度はロータリー・クラブ年度と同一年度とする。選挙された役員は、7月1日に就任する。
2. 各役員候補者の指名は、文書により行われなければならない。候補者は、指名された会合の次の例会において投票に付せられるものとする。投票は無記名投票とし、出席のローターアクト適正会員の過半数の投票を得た候補者を当選者とする。
3. 会長、副会長、幹事および会計のほかに_____名の理事を選挙するものとする。

第2条—役員の任務

役員の任務

1. 会長。会長は、ローターアクト・クラブのすべての例会および特別会合並びに理事会を司会する。会長は、理事会の承認を得てすべての常任委員会および特別委員会を設置するものとする。また理事会に空席を生じた場合には、理事会の承認を得て、クラブの次の定例選挙までその空席を補填する理事を任命するものとする。会長は、すべての委員会において職権上の委員となる。会長は、提唱クラブと地区ローターアクト代表と絶えず連絡し合い、クラブの活動をよく知ってもらうよう配慮するものとする。
2. 副会長。副会長は、会長が何らかの理由により解任された場合に、会長の職を継承するものとし、また会長不在の場合にはクラブおよび理事会のすべての会合を司会するものとする。
3. 幹事。幹事は、すべてのクラブ記録を整備保存し、またクラブおよび理事会の全会合の議事録を保管するものとする。さらに、このような会合の議事録を提唱ロータリー・クラブのローターアクト委員会委員長に提出するものとする。
4. 会計。会計は、クラブの金銭をすべて保管し、必要な記録をすべて整備保存し、また理事会の承認した銀行にそれらの金銭を預金するものとする。会計は、クラブの各会合においてクラブの財政状態を報告し、またいかなるクラブ会員の検査にも提供しうるようすべての記録を保存しておくべきものとする。すべての支払は、権限ある役員2名の署名ある小切手によらなければならない。

第3条—会合

必要とする 定足数

1. クラブの会合は、少なくとも毎月2回、また理事会の会合は少なくとも毎月1回、会員に好都合な日時と場所において開催するものとする。
2. 適正な会員資格のある者の過半数をもって定例あるいは特別会合の定足数とする。理事会の会合はすべて4名の理事をもって定足数とする。但しそのうちの1名は会長または副会長でなければならない。

第4条—入会金および会費

入会金および 会費

1. 新会員の入会金は _____ とする。会費は1名当たり年額 _____ とする。
2. 入会金および会費を完納して初めて会員として適正な資格ありと認められる。

第5条—委員会

委員会の任務

会長は、理事会の承認を得て、次の常任委員会を設置する。

1. クラブ奉仕。本委員会は、出席、会員選挙、プログラム、親睦、広報およびその他適当と認められる事項につき責任を負うものとする。
2. 国際奉仕。本委員会は、次のことを第一の任務とする。世界各地のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を高めること、および、国際理解と全人類に対する善意を推進するための奉仕活動を開発すること。
3. 社会奉仕。本委員会は、地域社会のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を高め、地域社会(大学を含む)への奉仕活動を考案、開発する責任をもつものである。
4. 専門知識開発。本委員会は、事業並びに専門職務について広く全般的情報を提供し、また事業および専門職務界における高度の道徳的水準の認識と受諾を促すためのプログラムを進展させる責任をもつものである。
5. 財務。本委員会は、関連委員会と協力して、資金を必要とするあらゆるクラブ活動のために、資金を調達する手段方法を考案するものとする。

国際奉仕と社会奉仕の各委員会は、それぞれの分野において毎年、クラブの全会員または大半が参加する主要活動の一つ創案し計画する任務を有するものとする。

第6条—改正

改正

1. 本細則は、定足数の会員が出席している例会または特別会合のいずれかにおいて、適正な資格を有する会員の過半数の投票により改正することができる。但し、このような投票を行う意向は少なくとも14日以前に、定足数の会員が出席しているクラブ会合において予告され、かつ提唱ロータリー・クラブがその改正を承認していることを要する。
2. 本細則のいかなる事項も、本クラブの定款と矛盾してはならない。